

分野別情報

第30回農薬専門調査会幹事会議事概要

平成19年11月7日(水) 14:00~15:00

議事概要:

1) 農薬(アゾキシストロビン)の食品健康影響評価について

・審議の結果、0.18mg/kg体重/日を一日摂取許容量(ADI)とし、食品安全委員会に報告することとなった。

2) 農薬(イミベンコナゾール)の食品健康影響評価について

・審議の結果、0.0098mg/kg体重/日を一日摂取許容量(ADI)とし、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

3) 農薬(ピラフルフェンエチル)の食品健康影響評価について

・審議の結果、0.17mg/kg体重/日を一日摂取許容量(ADI)とし、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

4) 農薬(フルトラニル)の食品健康影響評価について

・審議の結果、0.087mg/kg体重/日を一日摂取許容量(ADI)とし、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

<参考>

1) 殺菌剤で、水稻、だいこん等に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。

2) 殺菌剤で、すいか、りんご、茶等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

3) 除草剤で、水稻、小麦、なし等に使用し、大豆、枝豆、茶等への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)も設定されています。

4) 殺菌剤で、水稻、ばれいしょ等に使用し、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

魚介類への残留基準値の設定が申請されています。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

プライバシーポリシー